

1. 損害賠償等請求事件 駐車場契約に基づく注意義務違反。降雪転倒

【事案の概要】

本件転倒事故日、原告は、自車を使うのに雪かきが必要であり、他の区分所有者のためにも雪かきをしようと思い、自己の除雪器具を持って自宅から駐車場へ向かった。原告は、まずは自車の付近から雪かきを行おうと自車に近づいていったところ、共用部分である本件転倒事故の箇所で足を滑らせ転倒した。

本件は、被告管理組合の設置・管理に係る駐車場において生じた原告の転倒事故につき、原告が、被告管理組合に対し、債務不履行又は不法行為若しくは民法717条1項（工作物責任）による損害賠償請求権に基づき、治療費等19万1376円、休業損害15万円、慰謝料200万円、弁護士費用23万4000円の小計257万5376円の支払を求めるとともに、被告保険会社に対し、直接請求を認める保険約款又は被告管理組合の被告保険会社に対する被告管理組合・被告保険会社間の保険契約による保険金請求権の代位行使に基づき、被告管理組合に対する判決が確定したときに、被告管理組合と同じ支払を求める事案である。

【主要な争点】

(1) 債務不履行請求

ア 被告管理組合に除雪或いは除氷の義務があったか（債務不履行その1）

イ 被告管理組合に滑り止め等の提供又は注意喚起の義務があったか（債務不履行その2）

(2) 工作物責任に基づく請求

ア 本件駐車場が土地の工作物に該当するか

イ 本件駐車場が通常備えているべき安全性を欠いていたか

ウ 被告管理組合は、本件駐車場を占有していたか

【争点に対する判断】

(1) 債務不履行について

ア 被告管理組合に除雪或いは除氷の義務があったとはいえない。

イ 本件駐車場使用契約に付随して、転倒防止のための安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

過失相殺75%にて、被告管理組合が原告に対して賠償すべき損害額は47万8646円とする。本件の事案の内容、訴訟経過、被告管理組合の安全配慮義務違反に関する認容額からすれば、相当因果関係のある弁護士費用の損害額は5万円と認めるのが相当である。

(2) 工作物責任¹について

ア 被告管理組合は、区分所有法3条の管理組合として、本件マンションの共用部分を管理しているものの、上記共用部分は、本件マンションの区分所有者全員の共用に供されるべき部分であるから、本件マンションの区分所有者全員がこれを占有しているというべきであって、被告管理組合が上記共用部分の管理をしていることをもって、これを占有しているということとはできない(東京高判平成29年3月15日・判タ1453号115頁参照)。したがって、本件駐車場の設置又は保存に瑕疵があり、これにより本件事故が生じたとしても、被告管理組合がこれを占有していたということとはできない。

イ 本件転倒事故前の本件駐車場の状況及び争点(1)アで判示したところによれば、寒冷地である宮城県の気候、本件駐車場の性状・性能に照らして、本件転倒事故当時の本件駐車場の状況は、十分想定される範囲内の積雪・凍結状況と評価される。したがって、本件転倒事故当時、本件駐車場が通常備えているべき安全性を欠いていたということもできない。

ウ 被告管理組合は、工作物責任を負わない。原告の被告管理組合に対する各不法行為請求はその余の点について判断するまでもなく理由がないから、いずれも棄却することとする。原告の被告保険会社に対する各請求について

被告管理組合と被告保険会社間のマンション共用部分賠償特約には、損害賠償請求権者による直接請求権について定めた規定はないことが認められる。また、原告は、債権者代位に関して、被告管理組合の無資力要件について何ら主張立証をしていない。してみれば、原告の被告保険会社に対する各請求は、いずれも理由がないから棄却することとする²

¹ 民法717条1項(工作物責任)

建物の設置または保存の瑕疵で他人に損害が発生したときは、まず一次的に、建物の占有者が、被害者に対してその損害を賠償する責任を負い、占有者に過失がないときは、二次的に所有者が、無過失で、その損害を賠償する責任を負う。(共用部分に瑕疵があるときは、区分所有者全員で責任を負う)

² 裁判年月日 令和4年1月25日 裁判所名 仙台地裁 裁判区分 判決
事件番号 令2(ワ)483号 事件名 損害賠償等請求事件